

特別養護老人ホーム楽生苑 利用料金表 <多床室>

<<介護福祉施設サービス費・居住費・食費>>

令和6年8月1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	1割負担		2割負担		3割負担	
					日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり
要介護1	1段階	0	300	589	889	26,670	1,478	44,340	2,067	62,010
	2段階	430	390		1,409	42,270	1,998	59,940	2,587	77,610
	3段階①	430	650		1,669	50,070	2,258	67,740	2,847	85,410
	3段階②	430	1,360		2,379	71,370	2,968	89,040	3,557	106,710
	上記以外の方	915	1,500		3,004	90,120	3,593	107,790	4,182	125,460
要介護2	1段階	0	300	659	959	28,770	1,618	48,540	2,277	68,310
	2段階	430	390		1,479	44,370	2,138	64,140	2,797	83,910
	3段階①	430	650		1,739	52,170	2,398	71,940	3,057	91,710
	3段階②	430	1,360		2,449	73,470	3,108	93,240	3,767	113,010
	上記以外の方	915	1,500		3,074	92,220	3,733	111,990	4,392	131,760
要介護3	1段階	0	300	732	1,032	30,960	1,764	52,920	2,496	74,880
	2段階	430	390		1,552	46,560	2,284	68,520	3,016	90,480
	3段階①	430	650		1,812	54,360	2,544	76,320	3,276	98,280
	3段階②	430	1,360		2,522	75,660	3,254	97,620	3,986	119,580
	上記以外の方	915	1,500		3,147	94,410	3,879	116,370	4,611	138,330
要介護4	1段階	0	300	802	1,102	33,060	1,904	57,120	2,706	81,180
	2段階	430	390		1,622	48,660	2,424	72,720	3,226	96,780
	3段階①	430	650		1,882	56,460	2,684	80,520	3,486	104,580
	3段階②	430	1,360		2,592	77,760	3,394	101,820	4,196	125,880
	上記以外の方	915	1,500		3,217	96,510	4,019	120,570	4,821	144,630
要介護5	1段階	0	300	871	1,171	35,130	2,042	61,260	2,913	87,390
	2段階	430	390		1,691	50,730	2,562	76,860	3,433	102,990
	3段階①	430	650		1,951	58,530	2,822	84,660	3,693	110,790
	3段階②	430	1,360		2,661	79,830	3,532	105,960	4,403	132,090
	上記以外の方	915	1,500		3,286	98,580	4,157	124,710	5,028	150,840

※上記(1ヶ月あたり)は30日で計算した場合の金額です。

単位(円)

各種加算項目	1割	2割	3割	加算要件
日常生活支援加算(Ⅰ)	36	72	108	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	100	150	利用者の自立支援にむけて根拠に基づきサービスを提供した場合
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	栄養ケア計画に基づいて栄養管理を実施した場合
ADL維持等加算Ⅰ	30	60	90	ADLの維持にを図り計画、実行、見直しを行った場合
個別機能訓練加算Ⅰ	12	24	36	個別に機能訓練を実施した場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20	40	60	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4	8	12	常勤(週40時間勤務)の看護師を配置
看護体制加算(Ⅱ)口	8	16	24	看護職員数が基準以上で24時間の連絡体制を整えている
配置医師緊急時対応加算	650	1300	1950	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300	2600	3900	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
夜勤職員配置体制加算(Ⅲ)口	16	32	48	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象(月額)
療養食加算	6	12	18	療養食を提供した場合(1食あたり)
看取り介護加算(Ⅱ)	72	144	216	死亡日以前31日～45日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	144	288	432	死亡日以前4日～30日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780	1560	2340	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580	3160	4740	死亡日について算定
自立支援促進加算	300	600	900	自立支援・重度化防止・寝たきり防止のケアを実践した場合
安全対策体制加算	20	40	60	安全対策を実施する体制が整備されていること。入所時に1回限度として算定
褥瘡マネジメント加算	3	6	9	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460	920	1380	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460	920	1380	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400	800	1200	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500	1000	1500	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14.0%			所定単位数は、基本報酬に上記の各種加算を加えた総単位数

※各種加算には入所者全員を対象に算定する加算と該当する入所者のみに算定する個別の加算があります

単位(円)